

保護者様

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

学校給食の実施について（通知）

日頃は、市政に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

お子様の学校給食実施に伴い、下記事項を御確認いただき学校給食が円滑に運営できますよう御協力をお願いします。

記

1 学校給食の目標と実施

学校給食は、学校給食法に基づき実施します。

学校給食の実施にあたっては、学校における教育の目的を実現するため、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」等の目標の達成に努めています。（学校給食法第2条）

また、原則、稲沢市立小・中学校すべての児童・生徒に対し学校給食を実施しています。

2 費用等

学校給食の実施にあたり、保護者の皆様に給食費を負担していただきます。この給食費は食材料を購入するための費用です。学校給食実施のために必要な人件費・配送費・光熱水費・維持管理費などの費用は稲沢市が負担します。（学校給食法第11条）

なお、物価価格高騰による子育て世代への経済的な負担を軽減するため、令和7年4月～令和8年3月までの学校給食費について、1人1食あたり半額分の支援を行います。

支援額 令和7年4月～令和7年7月 1食あたり147.5円

令和7年9月～令和8年3月 1食あたり150円

（※小数点以下は、月額徴収額から切捨て）

3 給食の停止

転出や長期入院のほか、体調不良等で給食を食べないことが事前にわかっている場合は、学校給食停止届を学校に提出してください。その後欠食手続きを行います。

（1）提出書類 「学校給食停止届」

※様式は稲沢市教育委員会のHPに掲載しています。（ページID：2142）

（2）提出期限は、停止希望日の3日前（土日祝は含まない）までです。

（3）急な申し出の場合は、給食の準備がされていますので、学校給食費を徴収いたします。

4 その他

（1）経済的理由により支払いが困難な場合は、就学援助の制度があります。詳しくは学校へお問い合わせください。

（2）感染性胃腸炎（ノロウイルス）等により学校給食の中止又は給食調理の中止により簡易給食対応になった場合、状況により市が購入している非常食（カレー）を使用する場合があります。

（アレルギー特定原材料等28品目すべて使用しておりません）

連絡先 教育委員会 庶務課 給食グループ TEL 0587-32-2308（ダイヤルイン）

（この文書は、文書事務改善の一つとして公印を省略しております。）